

税務課からのお知らせ

# 市・県民税の 申告が始まります

## 申告を お忘れなく

市・県民税の申告は、平成23年度の市・県民税を正しく算定する資料となるほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料、所得証明の資料などにもなる重要な手続です。

## 市・県民税の 申告対象者

平成23年1月1日現在で市内に住所がある方は、原則として「市・県民税申告書」を3月15日(火)まで市に提出しなければなりません。

例外として、給与所得者で事業所から市に給与支払報告書が提出されている方や収入が公的年金等だけの方、所得税の確定申告書を提出する方

などは申告義務が免除されています。

また、市内に住所がない方でも、市内に店舗や事務所、事業所または家屋敷を持つている方は「市・県民税申告書」の提出が必要です。

## 申告相談会は 区ごとに開催

市では、昨年同様「市・県民税の申告相談会」をお住まいの区ごとに開催します。

### 問合せ

総務企画部税務課

☎ 24 5 2 2 6

小高区税務課 ☎ 44 6 7 1 5

鹿島区税務課 ☎ 46 2 1 1 2

## 市税等の納付額を お知らせします

市では「市税等納付済額のお知らせ」を1月末に郵送します。

このお知らせには、平成22年に納付した市・県民税や所得控除の対象になる社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）などが記載されていますので、申告書を作成する際にご活用ください。

なお、市・県民税や軽自動車税、固定資産税は、社会保険料の控除に該当しませんのでご注意ください。

問合せ 税務課管理係  
☎ 24 5 2 2 0

# 所得税の確定申告

申告は正しくお早めに！

税務署からのお知らせ

## 自書申告を 推進しています

税務署では「納税者が自ら正しい申告と納税を行う」という申告納税制度の趣旨から、確定申告書などの「自書申告」を推進しています。

そのため、確定申告書などは「確定申告の手引き」や「収支内訳書の書き方」などを参考に、自分で作成して税務署に送付するようお願いいたします。

## 電話相談を ご利用ください

申告書を作成する際に不明な点などがあつた場合は、電話による相談をご利用ください。

なお、自動音声案内になっていますので、アナウンスに従って用件に応じた番号を選択してください。

相馬税務署 ☎ 36 6 1 1 1

## 確定申告書などの作成を アドバイスします

相馬税務署では、申告書の受付や記載方法などのアドバイスを行う「申告書作成会場」を開設します。なお、相馬税務署には申告書作成会場を設置しませんのでご注意ください。

### 【開設期間】

2月1日(火)～3月15日(火)  
9時～16時

### 【開設場所】

相馬市コミュニティセンター  
(相馬市中村字北町55-1)



# さあ! ネットで申告



問合せ 相馬税務署個人課税部門 ☎ 3 1 1 1

## ① 税務署に出向かずに確定申告

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告や申請・届出ができます。

【送信可能時間】 8時30分～21時  
月～金曜日（祝日を除く）

所得税の確定申告期間中は、  
24時間提出できます。

## ③ 確定申告書をいつでも作成、 しかも自動計算機能付き

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は24時間利用でき、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算されます。

## ⑤ 還付がスピーディーに

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理されます（3週間程度に短縮）。

## ② 最高5,000円の税額控除

平成22年分の確定申告を本人の電子署名や電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から「最高5,000円の控除」を受けることができます。

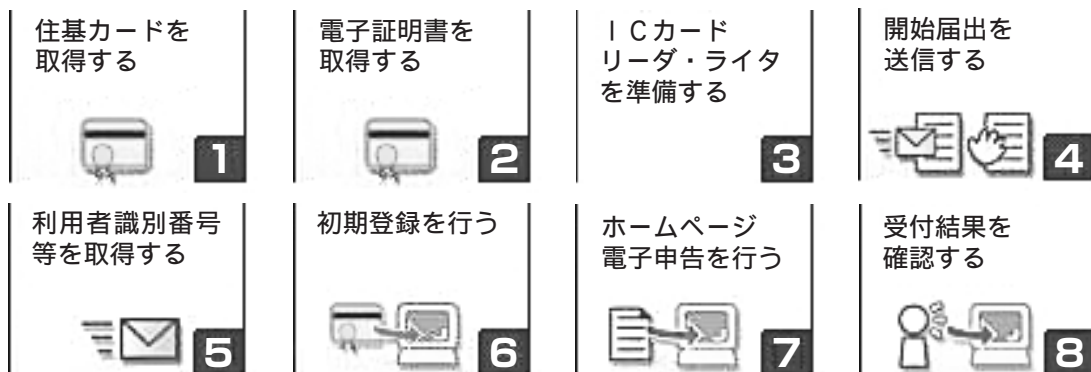
なお、平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回です。

## ④ 添付書類の提出を省略

所得税の確定申告書を書面で提出すると、医療費の領収書や源泉徴収票等を添付しなければなりません。e-Taxなら、所定の内容を入力して送信することによって、領収書などの提出を省略することができます。

住宅借入金等特別控除のための添付書類（1年目）など、省略できないものもあります。なお、確定申告期限から3年間は、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

## e-Tax 利用の流れ



最新情報は  
ホームページで!



利用開始の手続をはじめ、利用時間やパソコンの環境、よくある質問（Q&A）などの最新情報を掲載してあります。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

ヘルプデスクも  
ご利用ください



0570-015901